

規 則

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

埼玉県教育委員会規則第十二号

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 学校職員の地域手当に関する規則（平成十八年埼玉県教育委員会規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「百分の八」を「百分の八・三」に改める。

附則第三項中「百分の十一」を「百分の十一・三」に改める。

第二条 学校職員の地域手当に関する規則の一部を次のように改正する。

附則第二項中「百分の八・三」を「百分の九」に改める。

附則第三項中「百分の十一・三」を「百分の十二」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の学校職員の地域手当に関する規則の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。